

公立学校施設整備事業における市町村の情報収集活動

—水平的政府間関係に着目した政府間教育行政関係分析へむけて—

青木栄一

Information Collecting of Local Government in the Policy for School Construction:
a Step towards the Analysis of Intergovernmental Relations of Educational
Administration by Focusing on the Vertical Intergovernmental Relations

Eiichi AOKI

The purpose of this paper is to examine information collecting of local government (Japanese cities, towns, villages) in the policy for school construction and to consider factor of this behavior.

Through the questionnaire and collecting of data of local governments, the following points are made clear.

First, when a local government intends to construct a school, it tends to collect the information about the other local governments which have constructed distinguished school. The means of information collecting are visitation of other local governments or reading magazines for experts and so on. And, it not only visits the local governments in the prefecture which it belongs to but also the ones of the other prefectures.

Second, the factors of this behavior are financial capability and information collecting in ordinary period when the school construction is not actual issue. In short, the lower the financial capability of local government is, or the more eagerly the local government collects the information of other local governments, the more passively the local government collect information of other governments when school construction become actual issue.

はじめに

本稿の目的は、公立学校施設整備事業を対象として、市町村の他市町村に関する情報収集活動の実態を明らかにした上で、こうした活動の規定要因を実証することである。この分析の延長線上には地方政府間での政策の採用や伝播にかんする、いわゆる政策伝播分析にも資する分析を指向している。

ところで政策伝播分析は主としてアメリカにおいてなされてきたが（村上1986-87）、近年わが国でも取り

組まれるようになった。そこでは、ある地方政府が導入した政策が他の地方政府へ伝播することが指摘され、さらには地方政府がある政策を採用する規定要因が明らかにされており、他地方政府の動向もその規定要因であることが明らかとなっている（伊藤1999a、伊藤1999b、伊藤・菊原2001、塚原1992、内藤1997、中澤2001）。

本稿は、このような研究動向に着想を得て市町村の情報収集活動を分析対象とする。なぜならば政策採用、政策伝播の規定要因の一つが他市町村の動向である

るならば、それにかんする何らかの情報収集活動が存在することが推定できるからであり、その意味で情報収集活動分析の知見が政策採用や政策伝播の分析に理論的貢献をなし得ると考えることが可能である。

本稿がこのように政策伝播分析を指向した市町村の情報収集活動分析を行うのは、理論的にはそのさらなる延長線上に地方政府間関係＝水平的政府間関係分析を念頭に置いているからである。そして、本稿からみた最終的な理論課題は、水平的政府間関係分析と垂直的政府間関係分析との統合を通じた総合的な政府間関係分析である。

I. 課題設定

A. 問題の所在

近年、文部科学省の打ち出す政策は地方分権・規制緩和の方向性を示している。そしてその政策の導入に関しては地方政府に対して、必ずしも全国画一的にその導入を求めてはいない（荻原2001）。通学区域指定弾力化＝学校選択政策はその好例である。一方、地方政府において少人数教育の導入（の検討）が開始されている¹⁾。二つの政策にかんしては中央政府＝文科省の態度はやや異なるものの、いずれにしても地方政府が政策導入の主体的判断を行っており、そしてその判断に際しては少なからず他の地方政府の動向が影響していると思われる。

ところで、本稿が分析対象とする施設事業についても、教科教室制、オープンスペース、木材の積極的利用等の特色ある事業が全国で広まりつつある（文部省1998、ボイックス株式会社1999）。こうした従来とは異なる特色ある施設整備の採用や伝播についても、他地方政府の取り組みが影響を与えていたと思われる。そして、その取り組みを把握するための他地方政府に関する情報収集が行われていると考えられる。

しかしながら、これまでの教育行政研究では地方政府間の関係については積極的に分析されてきたとは言い難い。従来の研究では中央政府と地方政府との関係、すなわち垂直的政府間関係を分析対象としてきたといえるが、近年の動向に見られるように、地方政府が自ら政策の導入を判断することがこれまでよりも増大していくと予想される現在、地方政府の政策導入につながるこの地方政府の情報収集活動について分析することは理論的にも実践的にも求められるものである

と考える。

B. 政府間関係研究

では、以下政府間関係分析や政策伝播分析についての先行研究を検討する。

まず、教育行政研究においては中央地方関係あるいは政府間関係分析が行われてきたが、先述したとおり、垂直的政府間関係に関心が集中してきたといって過言ではない。たとえば、実証的分析を行った代表的業績として中央政府＝文部省の政策が地方政府に受容されるメカニズムを分析した荻原による研究がある（荻原1996）。ところが水平的政府間関係についての分析は行われてこなかったといって良い状況にある。

政治学・行政学の分野においても従来から垂直関係への関心は高かったが、近年になって水平関係の必要性が指摘されている（武智1992、曾我1998、辻山1995）。これは政府間関係という用語の含意するところから理論的に求められている。つまり、政府間の関係という以上、それは中央政府と地方政府との関係のみを射程に入れるのではなく、地方政府間の関係をも分析する必要があるという認識である。

ところで、水平関係分析についてはどのような課題が想定できるだろうか。地方政府の政策導入の要因分析という意味では、中央政府の影響をやや過大に評価してきた可能性をふまえて他地方政府の動向も一要因と仮定した分析が想定できるだろう。この分析は従来の中央政府に関心を集中してきた分析の知見を相対化することができるだろう。

ただし、水平関係は公式制度によって規定されることは、広域行政制度による場合以外にはない。これは垂直関係が補助金制度等で規定されることが多いのとは対照的である。つまり一般に水平関係分析は制度で規定されない地方政府の行動を分析することを意味するといえる。

以上のような動向から注目されるのが政策伝播分析である（伊藤1999a、伊藤1999b、伊藤・菊原2001、中澤2001）。これは地方政府が新規政策を採用するための規定要因を明らかにすることを主たる目的としている。これまでに当該地方政府におけるその政策の必要度に着目した分析や他地方政府の動向に着目した分析が提出されている。教育政策分析では中澤の研究が注目される。中澤は都道府県の高等学校入学試験における推薦入学制度導入を対象として、周辺地方政府の動

向が職業科の推薦入学制度導入の規定要因の一つであることをイベント・ヒストリー分析によって明らかにした（中澤 2001）。

教育行政研究では、これまで中央政府の政策を地方政府が実施するという把握がなされてきたといつてよい。そこでは地方政府が政策を採用する際には中央政府の動向がほとんど唯一の準拠枠となることが想定されてきたといえる。このような理論的動向に対して、政策伝播という視点を採用して地方政府の政策採用行動を分析することで、かりに地方政府の政策が他地方政府の動向を参照するなどして伝播波及するのであれば、従来の研究における中央政府の位置づけについて見直しが必要となる²⁾。

C. 政策伝播研究

以下、政策伝播研究について検討する。

村上はアメリカにおける政策伝播研究の発展と動向を検討している。公共政策分析を「政策・計画・事業を所与のこととして、その原因を追求する型とその結果を究明する型（村上 1986:229）」とに分類し、政策伝播分析を「政策決定要因研究（同:229）」に区分している。この分析は公共政策を従属変数として、政策の規定要因に「社会・経済・政治・技術・文化的諸力（同:230）」を独立変数とする。従来の分析では財政支出がその主要な規定要因とされてきたが、村上はウォーカーによる州政府の政策革新分析では州政府が類似的政策を採用する要因について「採用した州政府がもっている共通的特徴（必要条件ないしニーズ）の結果か、それとも、コミュニケーションや他州の模倣（革新の拡散）の結果なのか」を問題にしているとまとめている。そして、本稿の問題関心からして注目すべき以下のような言及（「その理論的効用は新たな説明変数を発見するきっかけを与えてくれると同時に、（地方政府間の：引用者）コミュニケーション・ネットワーク（公式・非公式を問わず）の存在とそれによる規定性を追求することから政府間関係に一つの視点を提供してくれる（同:231）」）をしている。

先述したとおり、教育行政研究では地方政府の政策採用については中央政府の動向が圧倒的な影響を持つと考えられてきたが、本稿は先行研究のこのような視点を踏まえて水平関係に着目することでその見解を相対化しようとするものである。

また塚原は東京 23 区の社会福祉諸政策の伝播につ

いて分析し、各政策について先行要件仮説と伝播仮説のどちらが当てはまるかについて検討している（塚原 1992）。

さらに近年における政策伝播研究の代表例は伊藤によるものがある。伊藤は都道府県政令市の情報公開条例政策採用の規定要因には地方政府内部の政治事情、社会経済状況、他地方政府の動向があることを実証している（伊藤 1999a、伊藤 1999b）。

ところで、従来の研究では「なぜ、どのような地方政府がその政策を採用したのか」という問い合わせようとしてきたといえるが、政策伝播の規定要因であると思われる市町村の情報収集に関する分析が積極的にはなされていなかったといえる。よって、こうした観点からの分析も求められるといえる。たとえば、日常的情報収集と事業期の情報収集の連関について分析する必要があると思われる。市町村の行政姿勢の一指標として日常的情報収集活動の有無を設定した場合、そのような積極的行政姿勢を持つ市町村は、事業が具体的日程に上った場合³⁾にも情報収集を行うと想定できる。これに対して伊藤の分析では政策を採用する地方政府の属性分析に傾いている。よって伊藤による分析の対極のものとして本稿のように地方政府間コミュニケーションに着目することも一定の理論的意義があると思われる。

本稿がこのような立場をとるのは以下のようない理論的前提出おくからである。すなわち他地方政府にかかる情報収集はある時点で突然開始されるのではなく、従前から行われていることが想定されるからであり、そのため日常的にある市町村で当該政策全般についての情報収集が活発であれば、ある特定の政策採用に関しても情報収集を行うと仮定できる。そしてこのような情報収集を行う地方政府が伝播の初期段階で政策を採用すると考えられ、ひいては政治情勢や社会経済情勢だけではなく、日常的情報収集活動が政策採用の決定要因と想定できる。なお、本稿の分析で捨象されるのはあまりにも重大な政策課題のために日常的に情報収集していないくても突発的に情報収集を行わざるをえないような事例である。ただし、一般的にはある政策を立案するためには突発的に情報収集するのではなく、日常的恒常に情報収集していると想定できる。

先に触れた情報公開政策についても、政策採用を企図して日常的に情報収集している場合には、具体的な

情報を収集しやすいと想定できる。このように、本稿は情報収集活動分析を通じて政策伝播分析に資するような知見を提供することを目的とする。

この観点からみた市町村の情報収集活動分析の課題として、政策採用・立案（の具体化）をもたらすと思われる事業期の情報収集活動の有無と規定要因を明らかにすることが設定できる。

なお、日常的情報収集と直接政策採用につながる事業期の情報収集を区分することについては、以下のように留保が必要である。たとえば施設事業にかんしてみると、ある建設事業に際して市町村は学校施設の大まかな設計アイデアを持って情報収集していると想定できるが、同時にそれは確立した設計アイデアではないという想定ができる。つまり、情報収集が行われるときにはすでに政策の大まかな形（あるいはその政策を採用しようとする意図）は立案されているが、直接計画を確定する情報収集活動はそれをより具体化するためのものであると想定できる。

以上のことから、本稿では事業期に情報収集活動を行う市町村の属性について以下のような前提をおいていきまとめることができる。第1に、日常の情報収集活動が事業期の情報収集活動に影響を与えていているという前提である。第2に、日常の情報収集と当該政策内容が事業期の情報収集活動の規定要因であるという前提である。第3に、情報収集活動の態様は多様であるという前提である。

もっとも、地方政府による情報収集活動という概念はかならずしも双方向の情報の流れを意味しないことには留意したい。それは、ある地方政府が情報を一方的に入手することがあるからである。たとえば雑誌等の媒体で先進政策について情報収集することは十分想定できるからである。ただし、一般的には当該地方政府への問い合わせと回答という形態が（視察であれ、電話であれ、文書であれ）想定できることから、情報収集活動が理論的には水平「関係」分析の対象となりうると構想している。このように、一方通行の情報収集について慎重になるのは、水平「関係」という以上、何らかの相互交渉が存在すると仮定せざるを得ないからである。

以上のことから、本稿では施設事業における市町村の事業期の情報収集活動を従属変数とし、先行研究の知見を踏まえてこれを規定する要因を分析する。

II. 仮説設定

本節では作業仮説を設定するとともに従属変数を説明する独立変数を設定する。

まず先行研究において採用されている諸変数を検討する。

伊藤と菊原は分析に際して従属変数に「計画の熟度」を設定している。これは情報公開条例の成熟度のことである。これを説明するための独立変数として社会経済状況変数（第1次産業従事者比率等）、首長の公約、条例制定時期、他の自治体の制定、多様な参加手法を設定している。検証された仮説は、「環境基本政策の採用時期が早いほど、その熟度が高い」「他の自治体の制定を契機とする自治体の方が、そうでない自治体よりも環境基本政策の熟度が低い」「環境政策が首長の公約に位置づけられている場合、環境基本政策の熟度が低い」「多様な参加の手法を用いた自治体ほど、環境基本政策の熟度が高い」というものであった。そして、分析の結果、統計的に有意であった変数は、条例制定時期、他の自治体の制定、首長の公約、第1次産業従事者比率であった（伊藤・菊原 2001）。

これを踏まえて、次に本稿での仮説を設定する。

基本的には、市町村が事業期に情報収集するためには、行政能力の高さ、良好な社会経済状況、日常的に情報収集する姿勢が必要だと考えられる。これを分節化して述べると以下のようになる。

第1に日常的情報収集の存在は、当該市町村に情報収集手段や経路が存在することを意味していると考えられる。そして事業が具体的な日程に上った場合にも他市町村の情報収集を行う傾向にあると考えられる（日常的に情報収集を行わない市町村は事業期にも情報収集手段を構築できず、他市町村の動向を十分には把握できないとも考えられる）。よって、以下のように仮説1が設定できる。

仮説1：日常的情報収集は事業期情報収集と関連している。

第2に特色ある事業を実施した市町村では、その実施に先だって他市町村の情報を収集する必要があると思われる。よって、以下のように仮説2が設定できる。

仮説2：特色ある事業を実施した市町村ほど、事

事業期に他市町村の情報を収集する。

第3に行政能力の高い市町村は情報収集を行うことの可能な専門部局、専門職員を配置できると考えられる。よって、以下のように仮説3が設定できる。

仮説3：行政能力の高い市町村ほど、事業期に他市町村の情報を収集する。

第4に良好な財政状況にある市町村では、特色ある構想を実現するための自主財源投入が可能であり、そのための事業計画立案に際しては特色ある事業を実施した他市町村の情報を収集すると思われる。よって、以下のように仮説4が設定できる。

仮説4：良好な財政状況の市町村ほど、事業期に他市町村の情報を収集する。

以上の仮説をふまえて、日常的情報収集活動、事業内容変数、社会経済状況変数を独立変数に設定するとともに作業仮説を設定する。

第1に日常的情報収集活動であるが、これが本稿の主たる関心を寄せる変数である。日常的に情報収集する市町村ほど、積極的に施設事業計画の立案に取り組むと考えられるので事業期にも他市町村の情報を収集を行うと推定できる（作業仮説1：変数名＝通常情報収集）。

作業仮説1：日常的に情報収集する市町村ほど、事業期に他市町村の情報を収集を行う。

第2に事業内容変数であるが、特色ある事業を行った市町村では情報収集の必要性が高かったために情報収集を行うと推定される。本稿ではデータ収集の限界のため、特色ある事業を示している可能性が高いともいわれる単価差、単独事業、継ぎ足し単独事業の有無を独立変数に設定する。第1に、単価差のある事業実施を行う市町村は特色ある事業展開を行っていると考えられるので、事業にあたっては他市町村の情報を収集を行うと推定できる（作業仮説2-1：変数名＝単価差）。第2に、補助事業に加えて単独事業を実施する市町村は大規模な事業実施を行っていると考えられるので、事業にあたっては事業の円滑な実施のために他市

町村の情報収集を行うと推定できる（作業仮説2-2：変数名＝単独事業）。第3に、継ぎ足し単独事業を行う市町村も、単価差についてと同様で特色ある事業実施のために事業期に情報収集すると推定できる（作業仮説2-3：変数名＝継単事業）。

作業仮説2-1：単価差のある事業を行う市町村ほど、事業期に他市町村の情報を収集を行う。

作業仮説2-2：単独事業を実施する市町村ほど事業期に他市町村の情報を収集を行う。

作業仮説2-3：継ぎ足し単独事業を行う市町村ほど、事業期に他市町村の情報を収集を行う。

第3に行政能力についてであるが、市町村の置かれた政策環境による影響を含めた分析を行う必要があるため、上記の諸変数に加えてコントロール変数として人口を採用する。具体的には行政能力は市町村の人口と関連があると思われ、人口規模が市町村の情報収集活動に関連すると考えられる。これを作業仮説3として述べると以下のようになる。

作業仮説3：人口規模が大きい市町村ほど、事業実施に際して他市町村の情報を収集する。

第4に財政状況についてであるが、作業仮説3と同様にコントロール変数として設定する。財政力の高い市町村ほど、特色ある事業を行う余裕があり、そのための情報収集活動をおこなうことが想定される。よって、以下のように作業仮説4が設定できる。

作業仮説4：財政力の高い市町村ほど、事業実施に際して他市町村の情報を収集する。

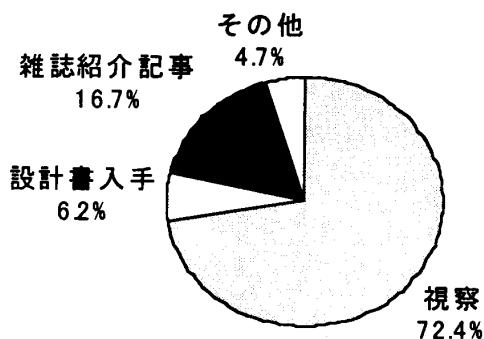
III. 事業期における市町村の情報収集活動の実態

本節では、まず市町村の情報収集活動の実態にかかる質問紙調査の結果を紹介する。

グラフ1は事業実施期における他市町村事例に関する情報収集手段をまとめたものである。グラフでは

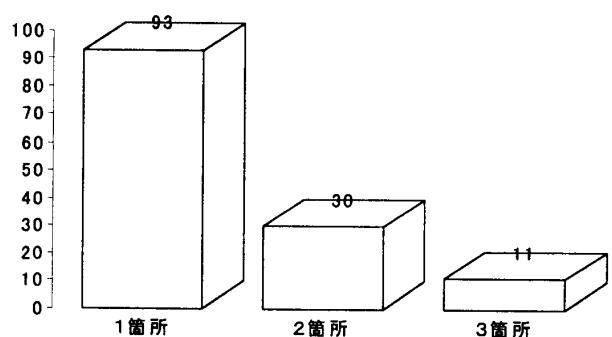
213市町村のうち「視察」が72.4%であり、「設計書入手」が6.2%、「雑誌紹介記事を読む」が16.7%となっている。さらに記述回答によると視察者の職名は多岐にわたっている。たとえば、町長、町議会議員、設計者、教育長、教育委員、教育委員会職員（事務職）、教育委員会職員（技術職）、財政課長、PTA、校長、教職員、住民などが主たる視察者である。なお、これらが建設委員会の構成者として視察する場合もある。

参考にした雑誌には『学校建築年報』『教育と施設』『スクールアメニティ』『公共建築』『日経アーキテクチャー』『建築知識』などがあげられている。

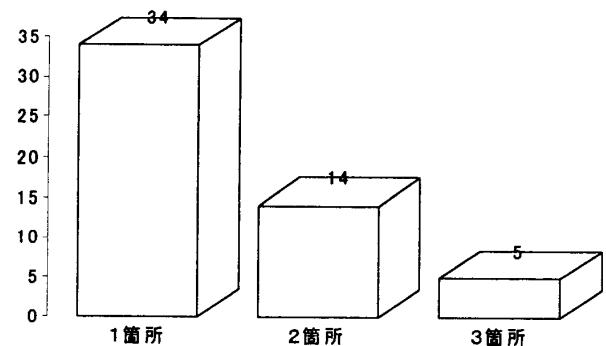


グラフ1 市町村が他市町村情報を収集する手段
N=213

またグラフ2、グラフ3は他市町村の事例を視察した市町村の視察校数を県内、県外にわけてまとめたものである。これによると、情報収集の手段に「視察」を回答した186市町村のうち93市町村(50.0%)が県内の1校を視察している。県内2校を視察した市町村は30市町村(16.1%)、県内3校を視察した市町村は11市町村(6.0%)である。同様に、県外市町村を視察した市町村のうち、1校を視察したのが34市町村(18.3%)、2校を視察したのが14市町村(7.5%)、3校を視察したのが5市町村(2.7%)となっている。なお、視察数の回答は情報収集手段に「視察」を回答した186市町村のうちの一部から得られたため、グラフの回答数と本文で言及される母数(186)とは異なる。このことから必要があれば県外にまで視察に行くような積極的な情報収集を行う市町村の存在が指摘できる。



グラフ2 市町村が県内市町村を視察した箇所数
N=134



グラフ3 市町村が県外市町村を視察した箇所数
N=53

IV. 事業期における市町村の情報収集活動の規定要因

本節では第2節で設定した作業仮説に基づいて、事業期における市町村の情報収集活動の規定要因を明らかにする。表1は事業実施にあたって他市町村情報収集活動の有無を従属変数(事業実施における情報収集「あり」=1、「なし」=0)にしたロジスティック回帰分析の結果をまとめたものである。

通常情報収集変数は人口モデル、財政力モデル⁴⁾のいずれにおいても1%水準で有意であった。つまり日常的に他市町村の事例を参考にしている市町村ほど、事業実施期においても他市町村の情報を収集するといえ作業仮説1が支持される。

次に事業内容変数についてであるが、単価差、単独事業、継ぎ足し単独事業変数いずれも有意でなかった。作業仮説では、このような特色ある事業を実施す

独立変数	人口モデル			財政力モデル		
	B	標準誤差	Exp(B)	B	標準誤差	Exp(B)
定数	0.624	0.662	1.866	1.312	0.711	3.712
単価差(ダミー)	-0.216	0.373	0.806	-0.160	0.379	0.852
単独事業(ダミー)	-0.540	0.297	0.583	-0.545	0.300	0.580
継单事業(ダミー)	0.147	0.277	1.159	0.311	0.282	1.365
通常情報収集(ダミー)	1.221	0.335	3.391 **	1.115	0.345	3.049 **
人口総数	0.000	0.000	1.000 **	—	—	—
財政力指数	—	—	—	-2.094	0.496	0.123 **
Negelkerke R ²	0.184			0.185		
モデルの有意確率	0.000			0.000		
N	255			252		

** < .01 * < .05

表1 事業実施期の情報収集を従属変数としたロジスティック回帰分析

る市町村は他市町村の情報収集を行うと推定したが、実際には必ずしもこのような事業実施が他市町村の情報収集に影響を与えるないと指摘できる。このことから、単価差などが観察される事業のすべてが他市町村の動向を参考にしなければならないものではないと思われる。よって作業仮説2-1、2-2、2-3はいずれも棄却される。

人口総数、財政力指数については、ともに1%水準で有意である。しかしながら、オッズ比を検討するとそれぞれ作業仮説とは異なる結果となっている。まず人口総数はオッズ比が1.000となっており、人口総数が事業期の情報収集に正の効果も負の効果も与えていない。よって作業仮説3は棄却される。

また財政力指数はオッズ比が1未満であり、財政力が低いほど事業期に他市町村の情報を収集すると指摘できる。よってこの分析からは先ほど想定された作業仮説4と逆の符号の結果が示された。作業仮説4では財政力の高い市町村では特色ある事業を実施する傾向が高く、そのために他市町村に関する情報収集を行うと想定した。しかし、分析の結果からは、このような想定が当てはまらないといえる。分析結果をより整合的に解釈するためには、まず財政力と特色ある事業展開との関連についての想定は留保し、その上で別の解釈を提示することが必要である。これまでの分析からは、財政力と事業期の情報収集活動との関連については、以下のように解釈することが可能であろう。すなわち、財政力の低い市町村は事業実施にあたっては何らかの「ハンデ」を、他市町村の事例を参考にすることで、補おうとしていると思われる。たとえば財政力が低ければ当然に財源調達等が困難であることから、

事業の実施にはより慎重になり、構想や計画をより安価に実現しようという意図を持つのではないか。そして、そのような意図を背景として、財政的に効率的な事業計画を策定し、それに基づいて実施するために事業期に他市町村の事例に学ぶのだと考えられる。

以上のことから、日常的に情報収集をしている財政力の低い市町村が事業実施期に情報収集を行うと指摘できる。これら二点の知見を統合するならば、財政力の低い市町村はこうした状況を補うために日常的に情報収集を行わざるを得ないということができ、ある意味での積極的な行政姿勢をもっているといえる。そしてそのような日常的情報収集活動に加えて、財政的に効率的な事業実施を確実にするために事業期にも情報収集を行うと解釈できる。さらに日常的に情報収集を行っている市町村では情報収集手段、人員が確立されておりそのことによって事業期の情報収集活動がより容易になっていると考えられる。

V. 結論

以上の分析から以下の点が指摘できる。

第1に市町村の水平関係を通じた情報収集活動が存在していることである。地方政府はある政策を実施する際に、中央政府の指示、政策にのみ依拠するのではなく、能動的積極的に情報収集活動しているということができる。

第2に、事業期情報収集の規定要因として財政力、日常的情報収集が指摘された。財政力の低い、日常的に情報収集活動を行っている市町村で事業期に情報収集を行っていることを示唆している。

このような分析結果のもつ理論的含意は以下の通りである。すなわち水平的政府間関係における情報流通がたしかに存在し、情報収集活動が政策伝播や政策革新の原動力となりうるのではないかということである。これは市町村の能動的活動であり、自律的行動であるといえる。もちろん、こうした活動を制限するような制度はわが国では存在しない。従来の教育行政研究では、中央政府の地方政府に対する「統制」「指導」に着目してきたが、本稿で明らかにしたような地方政府の行動については、中央政府の「統制」「指導」とは制度上は関係がないため、従来の制度中心の分析では対象からはずされてきたと思われる。

さらに通常の情報収集が政策立案期の情報収集活動につながっていることが指摘できる。この知見の延長線上には、通常の情報収集や政策立案期の情報収集活動が政策の採用の規定要因として把握することも可能と思われる。地方政府の積極的行政姿勢がこうした規定要因として認識できる。とくに、全国一律の政策実施が厳格に行われないようになりつつある今日の状況では、ある政策の採用の有無や採用の時期のずれなどに関する要因分析が政策科学の主要課題となるとおもわれるが、今回の知見はこうした分析にとって基礎的情報を与えるものと思われる。

以下、今後の分析課題を述べる。施設政策は中央政府の影響のある政策領域であるが、本稿ではそれを捨象した分析を行った。あくまで今回は地方政府間において情報収集活動が存在することと、その規定要因を明らかにすることに主眼をおいた。今後は中央政府の影響力をモデルに組み込んだ分析を行うことが求められる。

また、今回の知見が他の教育政策について当てはまるかどうか、分析を行うことが求められる。具体的には少人数学級、学校選択の導入や伝播についての分析が必要とされる。

註

- 1) たとえば志木市では2002年度から市内8つの小学校で25人学級の導入を目指し、2001年8月27日に穂坂市長が埼玉県教委に対して財政負担について要望した。また2001年8月27日に、山形県の高橋知事が今後2、3年をめどに県内の全小中学校に30人学級を導入する方針を明らかにした。
- 2) もちろん、地方政府の政策立案等に対する中央政府の

影響が全くないと指摘するわけではない。

- 3) 以下、「事業期」という語を「ある建設事業についての具体的な構想・計画が立案され実施される期間」のこととして限定的に用いる。これに対して、「日常」という語を「ある建設事業についての具体的な構想・計画が立案され実施される以前の時期」という意味で用いる。
- 4) 人口と財政力指数の相関係数が0.408であり共線性のおそれを考慮して人口モデル、財政力モデルを構築した。

<参考文献>

- 伊藤修一郎 1999a 「自治体の政策決定要因」『行政と改革(年報行政研究34)』(日本行政学会編) ぎょうせい
 伊藤修一郎 1999b 「情報公開条例の制定過程—27都道府県市比較による決定要因の探求—」『日本公共政策学会年報1999』
 伊藤修一郎・菊原淳也 2001 「環境基本政策の波及と『進化』」『季刊行政管理研究』94号
 萩原克男 2001 「1990年代教育政策『変容』への一視角—行政コミュニケーション形式に焦点を当てて—」『教育と社会研究』第11号
 曽我謙悟 1998 「政府間関係」『行政学の基礎』(森田朗編) 岩波書店
 武智秀之 1992 「政府間関係の新局面」『UP』第21巻12号
 塚原康博 1992 「社会福祉施策の導入と伝播—先行用件仮説と伝播仮説の統合と検証—」『季刊社会保障研究』第28巻第2号
 辻山幸宣 1995 「水平型の地方政府間関係」『分権型社会の行政手法(年報自治体学第8号)』(自治体学会編) 良書普及会
 内藤悟 1997 「条例はどう進化し伝播していくか—命をはぐくむ水の条例—」『法学セミナー』507号
 中澤涉 2001 「高校入試改革普及の構造的規定要因—イヴェント・ヒストリー分析を用いて—」第32回数理社会学会大会口頭発表原稿(9月23日 群馬大学)
 ポイックス株式会社 1999 「学校づくりの軌跡—福島県三春町の挑戦—」 ポイックス株式会社
 村上芳夫 1986-87 「アメリカにおける政策革新の拡散研究—州レベルを中心に—」『法政論集(北九州大学)』14巻2号、15巻1号
 文部省 1998 『あたたかみとうるおいのある木の学校選集』文教施設協会・ポイックス株式会社

<付記>

本稿は平成13年度日本学術振興会科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。